

資料1

テクノポート福井浄化センター運用管理委託業務仕様書

1 業務目的

テクノポート福井浄化センター運用管理委託業務（以下「業務」という。）は、一般財団法人福井県産業廃棄物処理公社（以下「甲」という。）が運転する下水道施設の運用の一部を管理することを目的とする。

2 業務履行

受託者（以下「乙」という。）は、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令およびテクノポート福井浄化センター運用管理委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）の定めを遵守して業務を履行しなければならない。

3 業務履行の場所

業務履行の場所は、テクノポート福井浄化センター内とする。

4 業務内容

業務は、次に掲げる内容とする。

- (1) テクノポート福井浄化センターに係る通常系および別系の反応タンクの運用状況の確認
試料の採取、分析確認およびデータの記録作成を行う。

頻 度：令和8年度 241日（土、日、祝祭日、年末年始の休日を除く。）

項 目：pH、DO、SV、透視度、水温、ORP（通常系）、その他指示項目

- (2) テクノポート福井浄化センターに係る運転データの確認・記録

運転状況等の点検データを所定のPCファイルに入力する。

頻 度：令和8年度 241日（土、日、祝祭日、年末年始の休日を除く。）

項 目：薬品類使用量

脱硝設備運転状況

水質分析結果

活性炭設備運転状況

脱水機設備運転状況

流入水量状況調査

流入水UV値

放流水UV値

ろ過器逆洗状況調査

沈砂流入量調査

- (3) 運転操作盤の監視

中央監視室運転操作盤でテクノポート福井浄化センターの運用状況を監視する。

- (4) 管廊の清掃

テクノポート福井浄化センター内の管廊（機械周りを除く通路や階段部）を清掃する。

（年2回以上実施する。ただし、出入口・吸気口付近等は頻度を増加する。）

5 業務時間

業務は原則として、次の時間帯に実施するものとする。

平日の午前8時30分から午後3時まで（休憩は正午から午後1時まで）

（土、日、祝祭日、年末年始の休日を除く。）

6 技術者

(1) 乙は、業務履行に関する連絡および確認を行う技術者（以下「技術者」という。）をあらかじめ定め、書面をもって甲に通知するものとする。

(2) 技術者は、下水道法第22条第2項に基づく資格を有し、下水道処理全般に精通した者とする。

7 従事者

(1) 乙は、技術者の指導の下、業務を履行する従事者を定め、書面をもって甲に通知するものとする。

(2) 従事者は、高等学校卒業以上で、実務能力があると甲が認めた者とする。

8 設備等の使用

乙が業務を履行する場合において、甲は、必要があると認めるときは、甲の運転管理する設備、備品、諸機器、消耗品等を乙に使用させ、または提供することができるものとする。

9 善管注意義務および損害賠償義務

(1) 乙は、前条の規定による設備、備品、諸機器、消耗品等を使用する場合において、善良な管理者の注意をもって使用し、業務を履行しなければならない。

(2) 乙の従業員が、故意または過失によって甲または第三者に損害を与えたときは、乙はその損害賠償の責任を負わなければならない。

10 業務の完了

乙は、毎日の業務終了後、その結果を報告し、作業内容の確認を受けなければならない。

11 その他

仕様書に定めのない事項等について、疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。